諮問日:平成28年8月17日(平成28年度(最情)諮問第15号)

答申日:平成28年12月2日(平成28年度(最情)答申第36号)

件 名:裁判官会議議事録の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「並木正男を大阪地裁所長にした際の司法行政文書一切」(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が次の文書1及び文書2を対象文書として特定し、文書1を開示するとともに、文書2の抜粋部分につきその一部を不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

文書1 平成28年3月18日付け最高裁人任一第819号人事局長通知 「裁判官の転補等について」

文書2 裁判官会議(第6回)議事録

なお,以下,「文書2」というときはその抜粋部分をいい,文書1と併せて 「本件対象文書」という。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年7月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

文書2のうち、議長及び秘書課長の氏名等は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)5条1号ただし書いに相当する情報である。また、本件は、国民の基本的人権に直結しており、同法7条にも相当する情報であるため、開示されなければならない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、文書2について、法5条1号及び6号ニに規定する不開 示情報に相当する情報が含まれていることから、これらの情報が記録されてい る部分を不開示としたが、当該判断は相当である。

2 理由

(1) 文書2の不開示部分のうち、議事録本文のものは、議長である最高裁判所長官及び秘書課長の署名及び印影である。

これらの情報は、法5条1号が不開示情報として規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに相当する。そして、裁判所の情報公開制度においては、職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き公にすることとして取り扱っているが、これらの署名及び印影は、職務遂行に係る情報ではあるものの、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有していることに照らすと、これらが公にされた場合には、偽造されて悪用されるなど個人の権利利益を害するおそれがあり、上記の特段の支障が生ずるおそれがある場合に該当する。

したがって、最高裁判所長官及び秘書課長の署名及び押印の形状は、法5 条1号ただし書イに規定する情報には相当せず、その他同号ロ及びハに相当 する事情はない。

(2) 文書2のうち上記(1)以外の不開示部分は、最高裁判所裁判官会議において人事事項として決定する際の資料であるが、これらの情報は、人事事務担当者等の一部の関係者以外には知られることのないもので、非常に高い機密性が求められる機微な性質のものであり、当該不開示部分が公にされた場合には、関係者などから不当な働きかけがされるなどして、今後の裁判官の人

事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な運営の確保に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該不開示部分は、表題や項目等も含め、法5条6号ニに規定する不開示情報に相当する情報に当たるものである。

(3) なお、文書2の不開示部分は、いずれも取扱要綱記第4に定める裁量的開示を行うべきものには当たらないと判断した。

第5 調査審議の経過

当委員会は,本件諮問について,以下のとおり調査審議を行った。

① 平成28年8月17日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年9月12日 苦情申出人から意見書及び資料を収受

④ 同月30日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年11月28日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書について

最高裁判所事務総長は、本件対象文書のうち、文書2について、その一部が 法5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当するとして不開示とする原 判断を行った。

これに対し、苦情申出人は、不開示部分の開示を求めているが、最高裁判所 事務総長は原判断を相当としていることから、以下、本件対象文書を見分した 結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性を検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書を見分したところ、文書2は、平成28年2月17日に開催された第6回裁判官会議の議事録の一部であり、本文部分については、議長及び秘書課長の署名及び印影が、別紙第2については、その表題等を含む全部(「別紙第2」「裁判官会議資料(2月17日開催)」との記載及び「極秘」

との表示を除く。)がそれぞれ不開示とされている。

(1) 本文部分の署名及び印影の不開示情報該当性について

最高裁判所裁判官会議の議長である最高裁判所長官及び秘書課長の署名及び印影は、いずれも法5条1号に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに相当するところ、最高裁判所事務総長の説明によれば、裁判所においても、行政府省と同様に、職員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き公にすることとして取り扱っているとのことである。そこで、検討すると、裁判官会議の議事録の署名及び印影は、職務の遂行に係る情報であるというべきであるが、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、そのような署名や印影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、個人の権利利益を害するおそれがあるといえる。したがって、これらについては、上記の特段の支障を生ずるおそれがあるということができるから、法5条1号ただし書イに相当するということはできない。また、これらについて、法5条1号ただし書ロ又はハに相当する事情は見当たらない。したがって、上記の署名及び印影については、法5条1号に規定する不開示情報に相当するから、これらを取扱要綱記第2の2により不開示としたこ

(2) 別紙第2の不開示部分の不開示情報該当性について

とは、妥当である。

本件対象文書を見分したところ、文書2の別紙第2には、裁判官の人事に 関する事項で、大阪地方裁判所長の補職等の議事の資料となる情報が記録されており、極秘との表示がされていることが認められ、そのような情報については、最高裁判所事務総長が説明するとおり、人事事務担当者等の一部の関係職員以外には知られることのないもので、非常に機密性が求められる機 微な性質のものであると推測される。そうすると、裁判官の人事管理に関する事務の性質上、文書2の別紙第2に記録された情報(開示された部分を除 く。)については、これを公にすると、これを知った者に無用な憶測を生じさせたり、不信感を抱かせたりするなどして、裁判所の定員設定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、文書2の別紙第2の全体(開示された部分を除く。)が法5 条6号ニに規定する不開示情報に相当するから、これらを取扱要綱記第2の 2により不開示としたことは、妥当である。

なお、苦情申出人は、本件対象文書について、取扱要綱記第4に定める裁量開示をすべきであると主張するが、裁量開示を相当とする事情は見当たらない。

3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件対象文書につき、その一部に法5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当する情報が記録されているとして、取扱要綱記第2の2に基づき不開示とした原判断については、その不開示とした部分が、同条1号又は6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるので、妥当であると判断した。

情報公開 · 個人情報保護審查委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	久	保		潔
委		員	門	口	正	人